

佐藤博幸委員長	<p>皆さん、おはようございます。ただいまから、皆川治市長選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の欠席届者は、ありません。出席者は定足数に達しております。ここで、本委員会への報道機関、市民の方からの傍聴の申し出がありましたので、既に入室されておりますのでご了承願います。</p> <p>なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。傍聴の方に申し上げます。傍聴の際は、携帯電話その他電子機器類の電源を切るようお願いいたします。</p> <p>それでは、協議に入ります。初めに100条調査権の概要についてを議題とします。本市議会に100条委員会が設置されるのは、初めてのことありますので、各委員の共通認識を図る目的で、議題といたしました。事務局からの説明を求めます。はい、事務局長。着座でお願いします。</p>
議会事務局長	<p>はい、それでは、座ったままご説明させていただきます。</p> <p>お手元に配付しております「100条調査権の概要」によりまして、その主な内容でありますけれども、ご説明いたします。</p> <p>1ページをお開き願います。</p> <p>初めに、100条調査権の（意義）であります。地方自治法第100条に根拠を有するもので、当該普通地方公共団体の事務に関し、議会が調査を行う、できる範囲であります。1ページの一番下に（調査権の範囲・性質）に記載されておりるように、自治事務、法定事務、両者とも調査の範囲となるものであります。</p> <p>2ページをお開き願います。</p> <p>秘密会、一番下でありますが、（秘密会の手続）については、この会は委員会でありますことから、本文の2行目から3行目に記載のとおり、委員会条例第20条の規定により、討論を用いず、過半数の議決により、秘密会とすることができます。</p> <p>なお、秘密会の議事については、委員の方々に守秘義務が生じ、違反いたしますと懲罰の対象になる場合がございます。</p> <p>次に、3ページ、下段でございます。（証人喚問）についてであります。調査を進めるに当たり、さらなる真相究明のため、選挙人その他の関係人を証人として委員会に喚問し、証言をしてもらうことが可能です。</p> <p>その際の手続きでありますが、委員会で証人喚問を議決し、その議決に基づき、委員長が議長に喚問すべき者に出頭請求書を送付することを申し出、これを受け議長が出頭請求書を送付するということにな</p>

ります。

次の（証人喚問に当たっての委員会での議決事項）につきましては、
①出頭を求める者の氏名、②証言を求める事項、③出頭すべき日時・
場所を議決する必要があります。

このうち、②、③に関する留意点を、（委員会での議決事項における
留意点）として4ページの冒頭から中段まで記載しておりますので、
後程ご覧いただきたいと思います。

同じく、4ページ下段ですが、（証人喚問の対象）については、
地方自治法の規定において、選挙人、その他の関係人とされておりま
す。

①の選挙人とは、「日本国民たる年齢18歳以上の者で、引き続き、
3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有する者」をいい、5ページに渡
りますが、②のその他関係人は、100条委員会が調査の対象に關係
を有すると判断すれば、当該団体の住民に限らず、その他の関係人と
して取り扱われるとされております。

6ページをお開きください。

一番初め、（宣誓）ありますが、宣誓とは、証人が尋問に対し良心
に従い真実を述べることを誓うもので、委員会は、特別の定めがある
場合を除き、証人に宣誓させる義務があります。

次に、中段、（証人尋問）についてありますが、①の証人尋問にお
ける証人とは、過去の事実や状態について、自ら認識した内容を陳述
するものであり、証人に対する事案の調査の1つの方法が証人尋問と
なります。

6ページの一番下に、尋問における一般的な進行の手順を記載して
おりますので、ここを読み上げさせていただきます。

1. 100条委員会を開会する。

2. 委員長が調査事件を議題とする。

3. 委員長が、証人から証言を求める旨を述べるとともに、喚問に
応じた証人に対してお礼を述べる。

7ページに移りまして、

4. 委員長が証人に対し、証言拒否等が可能な場合の注意事項及び
証言を拒否した場合の罰則事項について述べる。

5. 委員長が全員起立の下で証人に宣誓を求め、宣誓書に署名押印
させる。

6. 委員長が、証言する際の注意事項を述べ、証人に対して人定尋
問を行う。

7. 委員長が共通事項について主尋問を行い、その後、各委員が共
通事項以外の尋問を行う。

8. 審問終了後、委員長が証人に謝意を述べ、退席を促す。

というような流れになります。

8ページをお開き願います。

⑤尋問時間について、尋問時間には、法律上制限がありませんが、先ほども申し上げました、委員長が共通事項を尋問し、残りの部分を委員が行う運用をすれば、効率的に実施できるということ、また、証人は傍聴者等のいる中、虚偽の証言をしない旨を宣誓した上で証言を行うことを勘案すれば、尋問時間は1人当たり一、二時間が適当であるとされているようあります。

⑥尋問の範囲における基準に関しましては、民事訴訟規則第115条に規定されておりまして、

①質問は出来る限り個別的かつ具体的にしなければならない

②証人を侮辱し、または困惑させる質問

③誘導質問

続きますが、

④既にした質問と重複する質問

⑤争点に関係のない質問

⑥意見の陳述を求める質問

⑦証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問

については、正当な理由がない限り、質問してはならないとされています。

次に9ページの一番下、①証言についてですが、証人は体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできず、委員会において尋問された事項に対してのみ証言を述べることができるため、尋問事項以外について、証言を述べることはできません。

また、尋問内容が不明確なため、証人がその疑義を正すために委員長や委員に対して質問をすることは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。

10ページをお開き願います。

②証言の際のメモ・資料の取扱いについて、証人は自己が体験した事実を記憶に基づき述べるため、民事訴訟法第203条の規定により、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則としてできません。

メモ等の資料に基づいて証言を行うことは、自分が体験した事実を記憶に基づき証言するという趣旨に反することになりますし、メモが証人本人によって作成されたという保証がないということからであります。

しかし、詳細な尋問に対し円滑に矛盾なく証言を行うためには、必要最小限度のメモ等の資料を認める必要がある場合も考えられるため、民事訴訟法第203条但し書きにより、委員会の許可があれば、メモ等の資料の持ち込みを例外的に許可することも可能としておりま

す。

なお、委員会の許可なくメモ等を持参し、それに基づいて、証言をしたとしても、証言自体は有効性を失わないことに留意が必要とされております。

次に、③補助者の取扱いについてであります。

証人は尋問を受ける際に、自己の体験した事実を記憶に基づいて、1人で証言を行うことが予定されているため、正当な理由により宣誓や証言を拒絶する権利があるにもかかわらず、その権利の行使を忘れ証言したり、自己に不利な証言を行ったりする恐れがあります。

そのため、証人の権利を保護する観点から、証人の求めに応じて、法律等に基づき助言を行う補助者の必要性が生じることから、証人が補助者が必要であると委員会に申し出をし、委員会で協議の上、補助者の同伴を認める決定をした場合、その決定に基づき、委員長が許可することが可能です。

次の④について、証言において証人が不穏当発言をした場合、委員長は、証人に対して発言取り消し命令を行うことは出来ないとされておりまして、証人自らが当該不穏当発言を訂正または取り消さない限り、証言は記録として残ることになります。

なお、証人から証言の取消または訂正の申し出があった場合は、委員会の議決を得ることなく、効果が生じるものと解されております。

次に11ページ、証言拒絶権であります。こちらは、議長から出頭を命じられた証人は、原則として証言を拒絶することができません。しかし、地方自治法が準用している民事訴訟法では、一定の要件を満たしている場合は、証言を拒絶する権利が認められております。

拒絶権が認められている理由は、証言による真実解明を犠牲にしても一定の社会的価値を守る必要があることによるものであり、民事訴訟法の規定により、①証人または第三者の刑事訴追または有罪判決、または名誉棄損を理由とする拒絶権、②公務員の拒絶権、③職務上知りえた事実を黙秘すべきことを理由とする拒絶権などが挙げられます。

次に中段の虚偽証言ですが、これは、証人が経験した過去の事実や状態について、自ら認識した内容と異なる証言を故意に行うことであります。ただし、自ら認識した内容が過去の事実や状態と異なっていても、虚偽発言にはならないことに留意する必要があります。

なお、虚偽の証言があった場合、地方自治法第100条第7項の規定により、裁判の結果、3ヶ月以上5年以下の禁固に処される場合があります。

12ページをお開き願います。

記録の提出についてであります。

100条委員会では、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、地方公共団体の事務に関する調査を行うに当たり、証人出頭以外の方法として、選挙人、その他の関係人に対し、記録の提出を求め、真実の解明に当たることができます。記録の範囲については、一般的には文書を指しますが、その他にも写真、設計図、DVD、CD、テープ等の記録媒体も含まれると解されております。

②の記録提出の請求方法については、①選挙人その他の関係人 ②事件 ③提出を求める記録 ④提出期限 を委員会で議決し、議長に申し出、議長から請求文書を送付してもらう必要があります。

なお、記録の提出期限については、地方自治法及び会議規則において特に規定されていないため、委員会が定めた期間が期限となり、その期間内に提出する義務が生じます。ただし、提出期限は一般的妥当な期限であることが必要となります。

次に13ページの告発についてであります、①議会の告発権について、議会は地方公共団体の一機関であって、法人格を有しないため、一般に告発する権利を有しません。

しかし、100条調査権を行使し、証人等に対して、請求権を行使するに当たり、刑罰による強制力を付与しなければ、その請求権を十分に行使するのが困難であると考えられることから、議会に告発権を付与することを、地方自治法第100条第9項において規定しています。

③告発の主体については、告発できる者は議会すなわち本会議であり、告発する権限を委員会に委任することはできません。議会が告発する場合は、議会の代表者である議長名をもって告発することになります。

④告発の対象は、地方自治法第100条第3項及び第7項に規定されており、選挙人その他の関係人が正当な理由なく議会に出頭しない場合や記録を提出しない場合、また、正当な理由なく証言を拒絶した場合、そして、虚偽の陳述をした場合であります。

例外として、法律の第100条第9項の規定により虚偽の陳述の場合のみ、議会の調査が終了した旨の議決の前に、宣誓した選挙人その他関係人が自白をした場合には、議会の判断で告発の対象から除外される場合があります。なお、告発の議決をした後、調査終了までに自白があった場合は、議会において告発の取り下げを議決し、告発しないことが可能となります。

次に、⑤告発の時期については、法律では規定されておりませんが、告発の対象に該当すれば、なるべく速やかにすべきであるとされております。

なお、調査の途中でも必要に応じて告発の議決は可能であり、告発

の事由が発生した会期に限定されず、閉会後であってもいつでも告発は可能とされております。

次に、14ページの中段の調査報告書ですが、調査報告書は、100条委員会における経過と結果について、委員会が協議により作成します。

最後に、14ページの一番下から15ページにかけての調査終了についてであります。

これには複数の方法があるとされておりますが、地方自治法第100条第8項で「…議会において調査が終了した旨の議決がある…」と規定されておりますことから、議長が本会議で調査を終了する旨を諮る方法、これは①でありますが、最も適当であると解されております。

「100条調査権の概要」に関するご説明は以上であります。

佐藤博幸委員長

はい、それではただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。よろしいですか。はい、ほかにいいですか。はい、それではなければ、次に進みます。

次に委員会運営要領（案）についてを議題とします。事務局からの説明を求めます。事務局主幹。

小林主幹

それでは、委員会の運営要領案について、ご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

案の作成にあたりましては、他団体の例、また、本市議会の運用や参考書等を参考に作成しております。

お手元にあります、調査特別委員会運営要領案をご覧ください。初めに、1の調査事項についてであります。去る1月臨時会で議決となりました議案と同様の記載となっております。

次に、委員会の基本的な運営についてでございますが、これにつきましては（1）委員会の開催場所等（2）会議の公開等（3）記録の提出について記載しております。

（1）委員会の開催場所等についてであります。委員会は原則として、委員会室または特別委員会室で開催することとし、他の場所を使用する場合は委員会で協議をし、決定することとしております。

（2）会議の公開等についてでございます。会議は原則公開とし、委員会条例に基づいて、委員会の議決により秘密会とすることができるなどを定めております。会議規則112条は秘密会としたときは、指定した者以外の退場について、また、同規則第113条は秘密の保持について記載しております。

（3）記録の提出につきましては、先ほどただ今の100条調査権の概要で説明いたしましたので、省略いたしますが、記録の提出に関する事項を記載しております。

次に、3の一般傍聴者への対応についてでありますが、委員会の基

本的な運営について説明いたしましたが、委員会条例第19条に基づき、委員会は公開を原則とするものであり、委員会で配付した資料につきましては、一般傍聴者の方には配付しないと記載したものでございます。

次に、4の報道機関等への対応についてであります、こちらも一般傍聴者の対応と同様、会議は公開、委員会に配付された資料は、配付しないと記載したものでございます。

また、証人尋問の際の撮影・録音の申し出等につきましては、委員長が証人等の意見を聞いた上で、委員会に諮り許可等を決定するとしております。

また、許可する範囲につきましても、会議の全部とするか、一部にするのかも、委員会に諮り決定することにしております。

次に、5の証人の出頭についてであります、先ほど100条調査権の概要で説明いたしましたが、議長が証人に対し遅くとも証人尋問の日の5日前までに通知し、送付の方法は配達証明等郵便とし、また、手交する場合は、受領書をとることとしております。

また、証人から補佐人同伴の申し出がある場合は、証人は補佐人同伴願を提出していただき、委員会の許可を得ることとし、補佐人は、法律の専門家（弁護士等）又は学識経験者等とし、証人1人につき、1名とすることとし、補佐人は委員会において発言できず、費用弁償の支給の対象外とする旨を記載しております。

次に、6の証人の尋問についてであります、このことも、ただ今100条調査権の概要で説明いたしましたが、

(1) では、証人尋問は、真実を述べる有益な結論を得る手段でありますので、証人の人権に最大限の配慮をし、人権を阻害する言動は厳に慎むこととしております。

(2)、(3) では、証人の宣誓及び宣誓書記載の手続きについて記載しており、

(4) では、尋問の時間を1人につき、概ね2時間を目安にすることとしております。

(5) から (10) につきましては、尋問の方法について記載しております、尋問の事前通告に関する事項については、共通部分を委員長が主尋問として行い、その後、各委員が主尋問以外を行うことを記載しております。また、尋問の方法は一問一答方式とし、証人は記憶に基づいて証言することを原則としており、資料の持参やメモを取ることは、許可を要する旨、記載しているものでございます。

(11) から (15) につきましては、補佐人の取り扱いについて記載しており、証人が補佐人の助言を求める場合は許可を要すること

や補佐人は証人の求めがなければ助言できることや補佐人は発言できないことを記載しております。

次に、7の参考人の招致についてであります。参考人制度を活用する旨記載しているものでございます。

次に、8の委員外議員の傍聴についてでございます。秘密会におきましても傍聴を認めることとしておりますが、傍聴した際は、会議規則第113条第2項の適用を受け、秘密性が継続する限り、他に漏らしてはならないこととなっております。守秘義務がございます。

また、委員会の議決により秘密会の傍聴を認めないこともできると記載しているものでございます。

最後に、9の弁護士についてであります。100条委員会を運営していく上では、弁護士を選任することが一般的なようであります。弁護士の選任につきましては、本日の協議事項になっておりますが、弁護士が選任された場合の一般的な役割について記載しております。本日の協議で弁護士の選任は必要ないとなった場合におきましては、この9項の項目は場合によっては削除する場合もあるものと考えております。

参考までに、弁護士に助言を求める事項としましては、調査権の行使や証人尋問、委員会調査報告書の作成等など全般に渡りまして法的助言を求めるものであり、委員会運営全般に渡って助言を求めることがあります。説明は以上でございます。

佐藤博幸委員長

はい、これから質疑に入ります。ございませんか。なにか質疑並びにご意見ありましたらいただきたいと思います。はい、佐藤昌哉委員。

佐藤昌哉議員

この要領について一点だけちょっと加えていただきたい事項があるということで提案をさせていただきたいと思います。いろいろその秘密保持だとか、ここには記載されている部分はあるわけですけれども、入れてもらいたい項目というのは、SNS等インターネットによる情報発信ということですけれども、この調査委員会は他の調査委員会と同様で原則公開とはされております。報道機関等の報道は許されれば、許可が出れば当然自由でありますけれども、この調査委員会というのは秘密会、先ほどありましたように証人尋問、想定されているというようなことから、プライバシー、人権保護の観点からも一層の配慮が求められるのではないかということで慎重に行わなければならないというふうに考えております。したがいましてその要領にあるようにこの調査委員会に係る委員全員ですけれども、そしてその傍聴を認められる委員外議員についてのそのSNS等のインターネットによる情報発信は調査への進行にも内容にも影響を与えかねないという懸念があると思いますので、こういったことを厳に慎むというようなことを表記した項目を入れたほうがいいのではないかというふうに考えました

令和4年2月25日 第2回100条調査特別委員会 会議録

	ので、提案させていただきます。
佐藤博幸委員長	はい、ただいまご提案をいただきました。これに対して他の委員からご意見、質問等ございますか。はい、石井委員。
石井清則委員	ただいまの件ですが、そもそも公開されてますので、公的な会議ですでのそれは必要ないと思います。
佐藤博幸委員長	はい、他にございますか。はい、富樫委員。
富樫正毅委員	原則公開で、それはあるんですけども、実際今佐藤昌哉委員のほうからあったとおり、かなり人権に関わることも多くなってまいります。そこで開催したとかっていうような事実を述べる分にはまだ致し方ないのかなと思いますけれども、そこに自分の意見なりということが加えられるとなるとやはり影響を与えてくるのではないのかなというふうに思いますので、そこは注意していかなければならぬと思うので、このSNSに関しては一定のたがをはめる必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。
佐藤博幸委員長	はい、ほかの委員の方ご意見ございますか。はい、草島委員。
草島進一委員	はい、これは原則公開ですので、石井議員が言ったようにそういう項目を設ける必要はないと思います。
佐藤博幸委員長	はい、菅井委員。
菅井 巖委員	はい、私もそのとおりで、いわゆる原則公開で、その上で報道機関等も入って、いろいろ聞く中で加えられる部分も出てくるのかなと思うので、そこはいわゆる議員個々が、この範囲をちゃんと守ってやっていくことが必要だということだと思いますので、大丈夫だと思います。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。
	はい、尾形委員。
尾形昌彦委員	ただいまの件、事実関係、ここで話された事実関係は、公開されておりますのでよろしいかと思いますけど、それ以外の、先ほど富樫委員からもありましたように、自分の考えをそれに、その委員会外で考えた部分を発信をするというところは、どう取り扱うのかというところは、ちょっと必要なのかなと思いますね。委員会では、当然この中で議論をしていく訳なので、それは全て公開はされる訳ですけども、委員会内ではこうだったけども、自分としてはこう思うということを発信して、自由はあるのかもしれませんけども、そのへんについてちょっと引っかかっているので、そのへんについて、ちょっと意見をいただいた方がいいかなと思いました。
佐藤博幸委員長	はい、それでは、今ほどの尾形委員のご意見ありました。一定の配慮が必要ではないかということと、その配慮をする範囲は、あくまで委員会の中での議論は可能ですが、それ以外で、例えば、ご自分の意見とか、そういうものを加えてですね、なお、その発信をして、

令和4年2月25日 第2回100条調査特別委員会 会議録

	<p>この委員会の調査に影響を与えるようなことがあってはいけないのでないかなということかなと思ったんですが、ほかの委員の方は。</p> <p>はい、加藤委員。</p>
加藤鑑一委員	<p>過去の自治体の100条調査委員会でSNSを規制している運営要領を持っているところはないはずです。これは新たに設けますと、それは先例となりますので、非常に注意が必要あります。簡単にはできないということで、今回は見送るべきだというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長 黒井浩之委員	<p>はい、ほかの委員の方は。黒井委員。</p> <p>先例かもしれませんけれども、逆にこれだけSNSが発達してきていて、自由な発信はできる中ですので、そこはある意味ひとつ議論をする必要があるのかなというふうに思います。その発信する内容について、何でもかんでも、この委員の席に着いているのであれば、その情報を基に、委員会として結論まで至らない過程において、様々な主観的な発信をしていくことが、その後の調査に影響を与えたりですとか、その結論に影響を与えたりですとか、そういった懸念もありますので、先ほどから繰り返されているように、この場で出てきたことについての情報発信は、まあ私もそれは大丈夫だとは思うんですけども、それに様々な主観的なコメントなり、考えを載せたうえで発信するということについては、皆さんで共通認識をつくっていく必要があるのかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長 草島進一委員	<p>はい、草島委員。</p> <p>先ほどの提案の確認なんんですけど、秘密会についてですか。全体についてですか。(全体です、という者あり)</p>
佐藤博幸委員長 佐藤昌哉委員	<p>はい、昌哉委員。</p> <p>考えているのは全体です。100条委員会というのは、これは他の委員会とは、民事訴訟法とかいろんなその司法にかかる法令とも関係しておりますので、微妙だと思うんですよね。だから、拒絶権だとか、証人尋問だとか、第三者を含む中での委員会ということで、その誰かが発信した情報がまことしやかにそういうふうに流れるというのはこの社会でありますけれども、ただ、そういう視点で発信するのはその内容にも、先ほどから出ておりますようにいい訳ですけども、私見をそこに加えた発信をされるおそれがあって、それが市民に正しい情報なのか分からぬことも、分からぬ情報が伝えられる懸念もあると、可能性もあるということから、そういったことは、まず我々議員として、議員としての立場としては、好ましくないのではないかという視点であります。</p>
佐藤博幸委員長 石塚 慶委員	<p>はい、石塚委員。</p> <p>はい、私からも一部制限をして発信する必要があるんじゃないかなというふうに思います。議員、秘密会の情報も実質得たうえで発信を</p>

	<p>するということになりますて、その発信した内容、自分の意見をこう織り交ぜてしまうと、その秘密会の情報も含めたうえでの発信という誤解を得られる可能性もありますので、その秘密会、傍聴する議員も含めてですね、そこは委員会の中で出たことのみの発信というような形で、ある程度制限かけないと、誤解が生まれるのではないかなどいうふうに考えるところです。</p>
佐藤博幸委員長	はい、石井委員。
石井清則委員	<p>そもそもSNS発信等は議会のためや委員会のためにやっているものではありません。そこには公人として発信した場合の責任がますかかると思いますので、わざわざ文書にする必要はないと思います。</p> <p>2点目に、発信を制限するということは、その個人の権利を侵害していることになると思いますので、それはそれでまた問題になるかと思います。</p> <p>3点目に、その発信された内容、それが影響を及ぼすかもしれない、今これだけ情報化社会の中で、報道もいます、傍聴もいます、そういう中で発信された、それぞれ個人がしっかり責任をとって、発信するべきだと思いますし、受け取る側もこれだけ情報があふれている中で、どの情報が正しいのか、そうやって取っていくべきもの、そういう時代になっていると思います。わざわざ制限する必要はないと思います。</p>
佐藤博幸委員長	はい、田中委員。
田中 宏委員	<p>今の石井委員の発言と関連してですけれども、本当あの政治倫理条例、せっかく我々も持っておりますので、例えば、第2条においてのその市民の代表者としての自らの役割を自覚するとともに、法令等を遵守して、市民の信頼に値する倫理観の向上に努めるというのがありますけれども、なので、その倫理に基づいた判断の下で発信していることであれば、もしそれに違反していることがあるならば、そこで政治倫理を問われるべきであって、ここでこの件についてのみSNS禁止っていう、まあ言ってみれば取つつけた規則で何かを縛るよりは、その政治倫理観を大事にしようということを確認するということで十分なのではないかと考えます。</p>
佐藤博幸委員長	ほかにございますか。よろしいですか。ないですか。
五十嵐一彦委員	<p>はい、五十嵐委員。</p> <p>いろんな意見はある訳ですけども、そもそもこの100条委員会というのは、良い悪いを判断するとか、そういうものじゃなくて、あくまでも事実を調査するというのが目的であります。それに基づいて事実を公表する、発信するというのは何ら問題はないと思いますが、やはり個人的な意見を添えての発信というのは、十分配慮する必要があるのではないかなどと考えます。</p>

令和4年2月25日 第2回100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	はい、草島委員。
草島進一委員	まあ今この場で注意を喚起したということでいいんじゃないですか。わざわざ書く必要はないと思います。
佐藤博幸委員長	はい、昌哉委員。
佐藤昌哉委員	これは我々の要領として、内部としての申し合わせ規定になる訳ですけども、きちっとこうやって明文化して、自分をこういうふうに律するという部分も、それは倫理条例も当然ある訳ですけども、それはたぶん事象全般のことを言っている訳なので、今回はこの100条委員会、調査の委員会で様々調査する段階で、そういったことが市民に影響を与えるということ、可能性があるとすれば、それは委員会のその運営の中の要領で決めるることは、何ら問題ではないというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員。
草島進一委員	すいません、それだけおっしゃるんだったら、これまで事例があつたんですか、そういう。事例があつての話ですか。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員。
佐藤昌哉委員	事例はない訳ですけれども、100条委員会で、今回、市議会始まって以来のことですし、慎重にこれは情報を開示するのも、我々議員自体ですよ、報道機関はそれは公開している場合はいい訳ですけども、議員自体の発信によって、市民に対して自分の考えを言ったことによっての影響を考えると、それは正しい調査に、調査委員会において自分の持っている情報の発信の仕方ではないのではないかということであります。そのへんは、平行線になるかもしれませんけども、私はそう思います。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員。
石井清則委員	佐藤昌哉委員にお伺いします。多様な意見を否定されるということですか。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	そういうことではありません。多様な意見を持って、それを公表して発信するのは何ら差し支えないと思いますけれども、本100条委員会に関しては、先ほどから繰り返し言いますけれどもプライバシーとか、人権にかかわる問題で、他の人がどう思っているだろうかというふうなことで、その事実だけを発信するのはいいかもしれませんけれども、報道機関も報道しているので、それに付随して自分の考えをそこに載せて発信することについての影響を考えれば、それは好ましくはないのではないかと。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員。
石井清則委員	そのような公式の発表をするために議会の中には広報広聴委員会があるのではないでしょうか。

令和4年2月25日 第2回100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員。
佐藤昌哉委員	広報広聴委員会は、事実を発信するものであって、広報委員それぞれの考えを載せているものではないと。広報委員会の組織の中で発信すべきことを発信するのであって、個人の意見をそこに載せるなんていうのはないと思います。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員。
石井清則委員	質問の意図が伝わっていなかったようですが、広報広聴委員会は議会の公式な発表になっていきます。もちろん議会のホームページもあります。そこが事実を発信する場であって、個人の行動を制限する必要性はないと思います。
佐藤博幸委員長	はい。ほかの委員でご意見ある方いらっしゃいますか。はい、少々お待ちください。富樫委員。
富樫正毅委員	SNSの発信なんですけれども、全体をしっかりと俯瞰して発信するのはたぶんいいんだろうなと思うんですけども、どうしてもいかにも、切り取られた発言の内容が、またそこで拡散してしまうということになると、かなり、事実と、そして発言者の思いとのずれが生じてきてしまうと思います。このSNSという非常に影響力大きいのでね、やはり慎重に対応していかねばならない、今の時代ではないのかなと思っておりますので、やはり先ほど、最初に言いました通り、自分の意見だとか、そういうような考え方、あるいは批判する、等々は厳に慎んでいかねばならないんだろうなというふうに思っております。
佐藤博幸委員長	はい、加藤委員。
加藤鑑一委員	今はたぶんとか、おそれとか、予想とか、そういう段階ですので、実際にまだ運営、100条調査の本題に入っていません。今回の提案されています運営要領については、他の自治体の実例をすべてくまなく参考にしてまとめられたものだと思うので、これに基づいてまずは出発すると。新たに問題が起きたときに運営要領について市独自に見直しをするというふうにして、今回軽率にこの見直しをしますと、いわば今後の全国の自治体の100条調査にも何らかの影響を及ぼす心配がありますので、ここは十分に慎重にことを運ぶということにした方がいいと思います。課題は次に持ち越すと。今決めないという、運営要領の改訂については。以上。
佐藤博幸委員長	以上でしょうか。出尽くしたでしょうか。はい、尾形委員。
尾形昌彦委員	今加藤委員からお話ありました運営要領についてはこれで確定というわけではなくて、いろいろな問題が出たときに追加することも可能というようなことをこの場で一致していくということであればいいのかなというふうに思いますけれども、ただ、先ほど草島委員からもありましたし、ここで共有はすべき話だと思いますので、そこについては先ほどの要領が基本的には問題が発生したら変えられるということ

と、あとSNSの発信に関しては、倫理条例の、すいません、たぶん9番かなんかのかもしれませんけど、そういう形での発信を心掛けるということを共通認識として持つということでおろしいのかどうかだけ確認しておきたいと。

佐藤博幸委員長

はい、それでは今尾形委員から、それからまた加藤委員から、ご提案がありました。まず運営要領については、これまでスタートをするということで、そしてまた、今後の状況、また様々な問題が発生したときに、また皆さんと一緒にご議論いただくということをしたいと思います。それで私からのお願いということでなんですが、先ほどから様々なご意見いただきました。やはり一定の議員としての公人としての配慮だったり、それから議員としての政治倫理条例の一定の枠がはめられています。そういうことも考慮しながらですね、またこの調査権については非常に重い、強力な調査権ですので、そういう意味においては、証人なりに、また様々な関係者にですね、大きな影響を与えることのないように、そういう配慮をしていただくように、私からのお願いということで、よろしいでしょうか。そういうことでお願いします。それでは他にございますか。ご提案、ご意見、ご質問。よろしいですか。はい、では進めてよろしいですね。はい、それでは、この委員会運営要領案については、ただいま説明、また協議された通りとすることにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）はい、異議なしと認めます。よってそのように決しました。

はい、次に参ります。次に今後の進め方についてを議題とします。本委員会に付託されました事項の調査を進めていくうえで、調査内容や方法などを協議する必要があると考えています。調査事項は2項目ありますので、項目ごとに委員の皆さまのご意見を伺いたいと思います。また、項目と一緒にご意見いただいてもよろしいです。はじめに、選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項について伺います。何かご意見ございますか。今後の進め方について、この共通認識としてですね、確認をしておきたいというふうに思っております。何か意見ございませんか。はい、菅井委員。

菅井 嶽委員

調査にあたっては対象事務の検討等に入っていくと思いますが、その関係で私この選挙運動の収支報告書の不記載にあたっては、選挙管理委員会が所管する事務に限られるかなと思っておりますので、その点まず最初にやっていくということになろうかなと思っております。内容については収支報告書の受理とか保管とか訂正、公開、いわゆる情報公開に基づいて公開されたと、事務手続きに関する問題だと思いますので、そこから進めていくということだと思います。

佐藤博幸委員長

はい、他にご意見ございますか。これ2項目ございますので、どちらが優先だとか、後でというようなことがあるかもしれません、同

時というようなご意見もあるかと思うんですが、そのへんはどうですか。ただパワーハラスメントについては今後調査をするための皆様方とのですね、様々な内容の詰めの議論が必要になってくるかと思います。それとあわせて、その後に例えばアンケート調査だったり、ヒアリングだったりのことも考えられますが、そういった事項を進めながらなお、選挙運動費用の收支報告書についても、進めてまいりたいことによろしいですか。進められるところは一緒に進めていくということでどうですか。皆さんのお意見。いいですか。はい、ではそういうことで基本的に同時進行で進めていく、項目が2つありますので、項目によっては後になったり先になったりはあり得るかもしれません、まず同時に進めるということでよろしいですね。ではそういうことにしたいと思います。それでは次に提出を求める記録のことについてなんですが、これ事務局から何か補足ありますか。記録については、「とくに」という者あり) いいですか。

例えば、どういう記録をいつまでとかそういうことはありませんか、いいですか。記録については、今後、中身を詰めていく段階ですね、どういった方からどういった記録をということで、提出をいただくということもあり得るかと思います。はい、田中委員

田中 宏議員 佐藤博幸委員長	今おっしゃっている記録というのは、何のことですか。 この記録はですね、先ほどの調査権の概要のところに書いてありますね、先ほどの概要の中の12ページの一番上にこの記録のことについて書いてあります。はい、田中委員
田中 宏議員 佐藤博幸委員長	今おっしゃっていた記録の話は、ここ、広くあれですけれども、提出してもらうものの話ですか。それとも…。
石井清則議員	提出していただく記録についてです。はい、石井委員 全体的な進め方についてですけれども、この会場にいる委員の皆さんも議会の中で決定するときには、賛否様々ありながら委員として選ばれて来ております。
佐藤博幸委員長	まず、提案した方々から何を調査するのかというの、討論の中でも事実確認ができていない中で何を調査するのかというのが最大の疑問です。ですので、例えば今の記録の話であったり、その起こってきた事実がどうなのかということで、何から調査するのか委員会に諮るのは当然いいんですけども、その提案だとが全くない状態だと一体何を調査するのでしょうかということから話が始まってくるので、その点ちょっと確認していただいてよろしいですか。
佐藤博幸委員長	ただいまの意見のことについては、さきの設置の決議をいただくときに議論がありました。それで、そのことについては、一定のご理解をいただいて設置に至ったものと理解しております。 そういう意味において、今後調査の項目、それから調査の内容の

	<p>ことについては、今後の皆さんとの意見をいただきながら、詰めてまいりたいというふうに思います。それではいけませんか。</p>
石井清則議員	<p>はい、石井委員</p> <p>ですから今の議題が今後の進め方についてですよね。まず、何を調査したらいいのかというのを提案者のはう、またその会派だとかから、これとこれとこれというのが提示されてこないと、全く議論が進んでいかないと思うので、まず、それを確認していただいてよろしいでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ただいまご意見ありました。それで私の考え方としては、まず、最初にご意見をいただいてですね、今、石井委員からお話をありました調査の項目、内容については、皆さんからご提案をいただいてですね、それを持ち寄って、また、なお次回協議をしたいというふうに思っております。はい、佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉議員	<p>私がこの2つの調査について、私なりに個人的に考えているですが、申し上げますと、まずその最初の部分の不記載の部分については、これまで2回ほど市長説明がありましたけれども、寄附金を収支報告書に記載しなかったということを指摘されてから、選挙後にそれをいろいろきさつあって修正をしたと。それは、寄附金は使わないので返したという一点がありましたけれども、いやその次は、それは使ったけれども、余剰金として返したと、そしてその後は、自己資金を返したのだということで、その100万円の行方について、二転三転の説明をしておっているわけです。</p> <p>今、100万円の帰属は、支援者側にあるということなので、現実にそういうふうになっているわけです。違法性があったと、最初は、寄附金の。それで二転三転している説明が果たして本当なのかというところが、今100万円がそこに宙に浮いているわけなので、説明は説明としていいわけですけれども、そういったことが相手の方の話もあるわけなので、そこは、本当はどうなのかというところは、まず真実を究明する、そこは一点あると思います。</p> <p>あと、パワハラについては、その退職者の匿名でも議会の方に訴えがありましたし、それから退職者の個人名でも嘆願書、申出書か。あったようですけれども、そして最後には、現職職員の匿名、現職職員は当然匿名でないと自分のリスクを考えればあるのかなというふうには考えますけれども、そういったそのパワハラを疑わせる環境が我々議会に調査とか嘆願書という形で、申し入れられているというのは事実なわけですので、やはり我々は、これから地方公共団体の事務が市民のために円滑にいくようにやっぱり監査をする必要があるということで、それも調査の対象と私は思っていました。</p> <p>それで、これからやることについても、ちょっと話していいですか。</p>

私の考えていること。（「はい、どうぞ」という者あり）

いろいろ加藤委員もいろんな堺市とかいろんな情報入っているようですがれども、まず、さっき言った100条調査については、記録との資料の提出という面については、おそらくそのさっき菅井委員が言ったような収支報告書の提出をきちっとまず、記録を求めるということも多分資料としてあると思うんです。そこで、この委員会の中で、個々には今まで情報公開請求をして、調査をしている部分はあると思いますけれども、それは個々の会派の行っていることであって、調査委員会で改めて、そこをどうなのかという議論をする必要があるのかなというふうに思います。

そこでどういった、それを明らかに、疑問な点が浮き彫りになって、明らかな点が出てくれば、支援者の方からも、例えですよ。聞かなければこれは分からぬなどとか、市長からも聞かなければ分からぬなどとか、という疑問が発生すれば、そこはそこでまた進行していく、そういう手順でその二転三転してきた説明が本当はどうなのかということを市民の方も疑問に思っている方もおりますので、そこを明らかにしていくことが一つ、パワハラもそういうことで、真実、パワハラは本当なのかということについての、まずやらなければならないことというのは、さっき委員長が言ったようにアンケート調査、どこでもご存じのとおり、やっているので、そこは真実なのかそうでないのか、ということを確認するという意味では、そういったアンケート調査も必要になってくるのかなと、ただ3件のそういった議会に対する申し入れ書とか嘆願書を盾にしては、とても進んでいかないので、真実究明までは。

そういうことをやりながら真実を明らかにしていくというようなことが、必要だと、その上で、その過程で、証人喚問をして、尋問をしていくということの段階に入るのだと思いますけれども、ただ、そのスケジュール的なことは先ほども、まだ、そこまで詰まっていないということで、弁護士さんのこともあるのかなと思いますけれども、そういった民事訴訟法との準用する部分が、これを見ると多々あるので、その辺は慎重に進めていかなければならぬと思うので、時間は少しかかるのかなという感じがします。個人的な今、考えです。

佐藤博幸委員長

今後の進め方ということなんですが、個々の具体的な内容、それからこの二つの事項についてですね、調査する事項、それから記録、こういったものは、事前に委員の皆様から提出をいただいて、そして次回以降にですね、その内容を具体的につめていただきたいというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

今日は、まずそこまでは踏み込まないで、そういった事項を事前に提出をいただくということについて、ご了解いただければというふう

	に思います。よろしいですか。
	様々なご意見いろいろあると思いますのでね、改めて時間を持ってそこのところはやりたいと思います。
	はい、加藤委員
加藤鑛一委員	今、議題になっているのは、記録についての提出請求を決めると言う、方法を決めるということですので、各委員から関係者に求める提出資料について提案をされて、全体として話し合って、それが必要だということが委員会として認めて、それから請求をするというふうに進めていった方がいいと思います。
佐藤博幸委員長	今、加藤委員からもご意見いただきましたが、そのご意見に沿った形で私もそのようにしたらどうかなと思っていましたので、それでよろしいですか。はい。提出について事務局の方から記録だとか、その調査事項、内容について、いつ頃までとかありますか。
議会事務局主幹	事務局のそのまとめる、来週から本会議が開催いたしますけれども、こちらの都合から行けば3月4日（金）辺りまでですね、事務局の方に提出方法は任意ですけれども、記録する、その資料の名前と請求先が分かるようなものを頂戴できればありがたいかなと思っております。
佐藤博幸委員長	はい。今、お話をありました3月4日までということで、お願ひできればと思いますが、よろしいですか。はい。あと、皆さん色々3月定例会のこともありますので、お忙しいこととは思いますが、ご協力、ご了承をお願いできればと思います。よろしいですか、このことについて。はい。ほかにございますか。あとですね、もし皆さんからないとすれば、全く私の私案なんですが、今後の進め方ですね、今後、3月定例会は、まず、1回程度やってですね、4月以降、月2回ペースで進めていきたいというふうに思っております。どのくらいの内容、それから、項目、それから様々な事実が判明して様々な変動があるかとは思うんですが、一定程度ですね、目途を持ちながら進めていった方がいいかなと思っておりまして、大体10回程度、月2回の10回程度、大体5ヶ月から6ヶ月位かけてですね、やつていったらどうかなど、これ全く私の私案ですので、そういったことが良いのか悪いかも含めてですね、皆さんもし意見があれば、お願ひしたいと思います。いつまで、どうするんだということは、これからなんだと思いますけれどもね。一応、私としてはそういう考えでいるということだけ、お含みおきいただければと思います。改めて決定することでもございませんので、そういうことでお願ひできればと思います。この協議事項についてよろしいですか。皆さんからご意見ありませんか。はい、では協議題の4に入ります。
	次に弁護士の選任についてを議題とします。100条委員会では、

民事訴訟法を準用し証人尋問が行われる規定になっていること、また、今回、本市職員に対するパワハラ疑惑に関する事項が調査事項に挙げられております。人権に配慮した対応など、法律の適切な運用が求められます。他市等の事例では、100条委員会を運営していく上で、弁護士を選任するのが一般的なようあります。本委員会におきましても、円滑な委員会運営のため、弁護士の選任をしたいと考えていますが、これにご異議ございませんか。よろしいですか。（異議なしの声あり）そのように決定したいと思います。

なお、弁護士の具体的な人選につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。具体的に今の段階でどういった先生とかどこの先生とかいうことは、まだ、決まっておりませんので、正副委員長にご一任いただければありがたいと思います。よろしいですか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。

以上で、予定されました協議題4つは終わりました。その他に入ります。委員の皆さんから何かございませんか。よろしいですか。事務局から何かございますか。

議会事務局主幹

最後に次回の開催日時でございますけれども、事務局としましては委員長の方から話がございましたし、あと、3月議会の方で4年度にかかる当該委員会の予算について議会の議決をいただく必要があると見込んでおりますので、3月に何とか開催をお願いしたいと思います。3月議会の日程も考慮しますと3月15日か16日あたりを考えていますけれども、その辺、ご協議いただきたいと思います。

佐藤博幸委員長

はい。それでは、ただいま、事務局から2つ案が出ております。1つは3月15日火曜日午後1時ですね、15日午前中、意見書調整が予定されております。いいですか。3月15日火曜日の午後1時ということで、予定したいと思うんですが、ご都合悪い方、15日午後1時、よろしいですか。3月15日火曜日午後1時からということで、また、ご参集願いたいと思います。そのほかに何かご意見ございますか。よろしいですか。はい。それでは、次回は3月15日午後1時からということで開催したいと思います。

以上で、皆川治市長選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れさまでした。